平成25年度西東京市立 学校統合協議会 **資料1** 平成26年1月29日 教育企画課企画調整係

平成25年度西東京市立学校統合協議会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、平成27年4月1日に西東京市立泉小学校及び住吉小学校を統合するに当たり、平成25年度中に協議すべき課題について学校関係者が意見交換をするために設置する、平成25年度西東京市立学校統合協議会(以下「統合協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

統合協議会は、次に掲げる事項について意見を交換し、その結果を西東京市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提言する。

- (1) 平成27年度からの住吉小学校、保谷小学校及び谷戸第二小学校の通学区域に関すること。
- (2) その他通学区域の設定等について必要なこと。

第3 構成

統合協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 西東京市立泉小学校、住吉小学校、保谷小学校及び谷戸第二小学校の児童の 保護者 8人以内
- (2) 前号に掲げる小学校の学校運営連絡協議会等に所属する市民 8人以内
- (3) 第1号に掲げる小学校の校長(以下「学校長」という。)
- 2 統合協議会の委員の任期は、第2に規定する所掌事項についての意見交換の結果 を教育長に提言する日までとする。

第4 座長及び副座長

統合協議会に座長及び副座長を置き、座長は学校長のうちから教育長が指名する者をもって充て、副座長は座長が指名する。

- 2 座長は、統合協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

統合協議会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

- 2 統合協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長 の決するところによる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、統合協議会の委員以外の者の会議への出席 を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、座長が必要と認めるときは、これを 変更することができる。
- 3 その他会議の傍聴の手続等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第7 謝金

第3第1項第1号及び第2号に規定する委員が会議に出席したときは、日額

2,000円の謝金を支払う。

第8 庶務

統合協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、統合協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年1月21日から施行する。